

# 公文書等の管理に関する法律のポイント

各府省

内閣府

公文書管理委員会  
※内閣府に設置

## ポイント1

### 統一的な管理ルールを法令で規定

- ・作成基準（4条）保存期間基準（5条1項・3項）管理簿の記載事項（7条）等

政令案・規則案の  
諮問(29条1号・2号)

調査・審議  
(28条、30条)

答申

統一ルールに基づき、各府省の文書  
管理規則の案を作成(10条)

同意

事前協議(10条3項)

各府省の文書管理規則

## ポイント2

### レコードスケジュールの導入

- ・移管か廃棄かをできるだけ早期に設定（5条5項）
- ・歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管（8条1項）

作成(4条)

整理  
(保存期間、移管  
or廃棄等を設定)  
(5条)

保存期間、移管  
or廃棄等の設定  
を管理簿に記載  
・公表（7条）

保存(6条)  
(集中管理の推進)

定期的な管理状況の把握(9条1項)

## ポイント3

### コンプライアンスの確保

- ・府省内の管理状況の報告の義務付け（9条1項）
- ・内閣府による実地調査制度、  
勧告制度の新設  
(9条3項、31条)

報告(9条1項)

- ・特別の報告聴取(9条3項)
- ・実地調査(9条3項)

勧告(31条)

同意

事前協議(8条2項)

廃棄の  
措置(8条)

専門的助言  
(国立公文書館法11条1項4号)

実地調査(9条4項)

勧告案の諮問(29条3号)

調査・審議  
(28条、30条)

答申

調査・審議  
(28条、30条)

答申

諮問(21条2項)

情報公開請求  
(情報公開法)

中間書庫による保存  
(国立公文書館法11条  
1項2号・3項2号)

国立公文書館

## ポイント4(2)

### 国立公文書館の機能強化

- ・専門的助言制度の拡充(国立公文書館法11条1項4号)
- ・国立公文書館による実地調査制度の新設(9条4項)

異議申立て[利用制限に不服があるとき](21条1項)

## ポイント5

### 歴史公文書等の利用促進

- ・利用請求権の新設(16条)
- ・デジタルアーカイブ化の推進(23条)
- ・独法文書も国立公文書館に移管(11条4項)

永久に保存  
(15条)

利用  
(16条)

国民

移管(8条)